

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

大崎市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

大崎市自立相談支援センター
ひありんく

電話：0229-25-5581

受付時間：（月～金曜日 9:00～16:00）

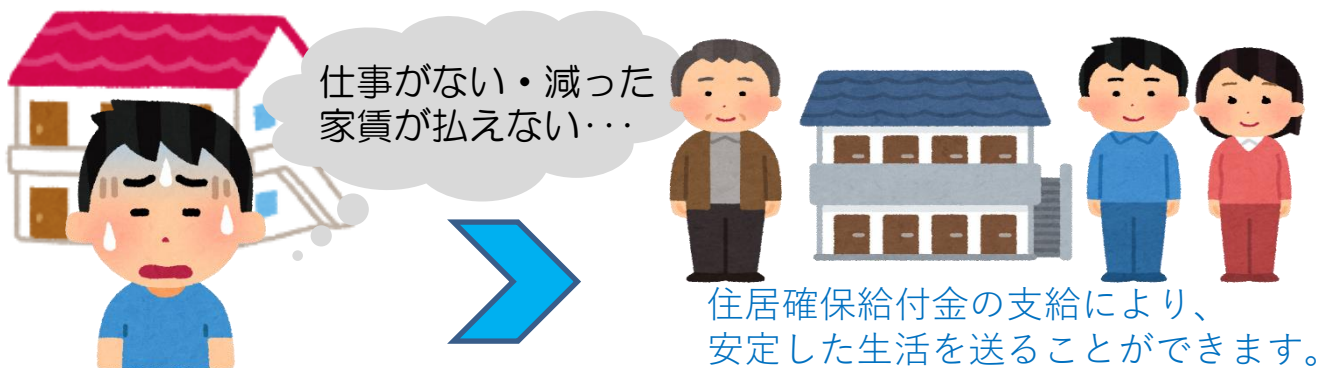


住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

対 象 者

離職・廃業から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項 目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていない。 ※大崎市の場合 （単位：万円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">単身世帯</th> <th style="text-align: center;">2人世帯</th> <th style="text-align: center;">3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額（月額）</td> <td style="text-align: center;">11.7万円</td> <td style="text-align: center;">16.6万円</td> <td style="text-align: center;">20.6万円</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額（上限額）</td> <td style="text-align: center;">3.5万円</td> <td style="text-align: center;">4.2万円</td> <td style="text-align: center;">4.6万円</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	11.7万円	16.6万円	20.6万円	支給家賃額（上限額）	3.5万円	4.2万円	4.6万円	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）	11.7万円	16.6万円	20.6万円										
支給家賃額（上限額）	3.5万円	4.2万円	4.6万円										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？ ※当面の間、ハローワークへの求職申込は不要となりました。	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の**大崎市自立相談支援センター「ひありんく」**（電話番号 **0229-25-5581**）に電話で相談してください。